

『早稲田日本語教育実践研究』投稿規程

本誌『早稲田日本語教育実践研究』は、早稲田大学日本語教育研究センター（以下、本センターと略す）の紀要であり、1年に1号発行する。本誌の編集は、『早稲田日本語教育実践研究』編集委員会が行い、本センターが発行する。

1. 本誌の目的

- ①本センターにおける日本語教育活動を広く学内外に発信することを目的とする。
- ②日本語教育の向上に資することを目的とする。

2. 執筆資格

- (1) 本センター専任教員
 - (2) 本センター任期付教員
 - (3) 本センター兼任センター員および兼任教員
 - (4) 本センター非常勤講師
 - (5) 本センターインストラクター（非常勤）
 - (6) 本センター助教および助手
 - (7) 以前に（1）～（6）に該当した者で、投稿日時点において退職した翌年度から起算して2年以内の者。
 - (8) 編集委員会から原稿の執筆依頼を受けた者。
- 複数の執筆者による原稿の場合は、執筆者（筆頭者）が上記のいずれかに該当すること。

3. 本誌に掲載する記事

本誌には次の表に示す8種類の記事を掲載する。寄稿型は編集委員会が執筆者を選定して依頼する。頁数は各記事の刷り上がりの上限をしめす。

種類	内 容	投稿型	寄稿型	頁数	査読
センター最前線	本センターにおける最新の動向を解説するもの。		○	適宜	
寄稿論文	日本語教育の向上に資する幅広い分野の知見を提供するもの。		○	16	
論文	日本語教育の向上に資する未発表のもの。	○		16	○
ショート・ノート	日本語教育に関する新たな実践や教材などに関する構想・展望、教材紹介や書評、教材評、エッセイ、インタビューなど。	○		8	
実践紹介	テーマに沿って本センターの日本語科目の実践を紹介するもの。テーマ外の投稿も可。	○		2	
コラム	座談会、アンケート、インタビュー、講演会の報告など。		○	適宜	
研究プロジェクト報告	本センターに設置されている研究プロジェクトおよび研究会の活動報告。		○	4	
年度報告	本センターの日本語教育活動に関する当該年度の報告。		○	適宜	

4. 研究調査倫理への配慮

すべての原稿において、調査協力者や調査関係者に対して研究調査倫理を遵守して調査を行い、投稿に関しての許可を得る。原稿に利用する写真やイラストなどを掲載する場合は、必要な許可を得ておく。ただし、本センターの機関名および科目名は例外とし、調査協力者が特定される内容の記載はしない。

5. 使用言語

原則として日本語とする。

6. 原稿作成

- ・本センターのホームページから投稿する記事の種類に合わせてテンプレートをダウンロードして使用する。
- ・分量は、『早稲田日本語教育実践研究』投稿規程に従う。
- ・書式は、『早稲田日本語教育実践研究』執筆要領に従う。

7. 提出物

- ①原稿
- ②投稿原稿の種類に合わせたチェックリスト
執筆者に関する情報は別途指示に従う。

8. 締切り

- ①投稿原稿については、次のとおりとする。
論文の締切りは、4月1日と9月15日の年2回とする。
ショート・ノート、実践紹介の締切りは、9月15日とする。
ただし、締切りが土曜日、日曜日および祝日となる場合は、直前の平日に変更する。
- ②寄稿については、記事の種類に応じて編集委員会が設定する

9. 採否の決定

- ・すべての記事の採否の決定は、編集委員会が行う。
- ・論文は、査読結果にもとづいて編集委員会が審査を行う。
- ・論文以外の記事は、編集委員会が原稿内容を確認し、必要に応じて執筆者に修正を依頼する。
1度の依頼で十分に修正されない記事は、不採用になることがある。

10. 抜刷り

本誌に掲載された論文、ショート・ノートの執筆者（筆頭者）には、1編につき抜刷り10部を進呈する。増刷を希望する場合は、その分の印刷費と送料とを執筆者が負担する。

11. 著作権と公開

本誌に掲載された記事の著作権は、記事の執筆者に帰属する。ただし、本誌編集委員会は、本誌に掲載された記事の原稿を電子化して公開する権利を有するものとし、本学図書館が運営する「早稲田大学リポジトリ」で電子版の無料公開を行う。

12. 施行期日

- この規程は、2019年2月7日から施行する（2019.2.6 教学検討委員会 改正承認）。
この規程は、2021年4月8日から施行する（2021.4.7 教学検討委員会 改正承認）。
この規程は、2022年2月3日から施行する（2022.2.2 教学検討委員会 改正承認）。
この規程は、2025年2月6日から施行する（2025.2.5 教学検討委員会 改正承認）。